

令和7年度宍粟市障がい者就労施設等優先調達推進方針

令和7年6月26日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第4条第1項に規定する「地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。」との趣旨を踏まえ、同法第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「就労施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる就労施設等

調達の対象となる就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（生活介護を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ①障がいのある人の雇用者数が5人以上
 - ②障がいのある人の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用した障がいのある人に占める重度障がいのある人の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 推進方法

(1) 推進の体制

ア 障がい者就労施設等優先調達推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

イ 連絡会議を構成する課は、その属する部局内の連絡調整等を行う。

(2) 調達の方法

各部局が調達を円滑に進めることができるよう、障がい者支援担当課は就労施設等の提供可能な物品等の情報を提供する。

(3) 随意契約の活用

物品等の調達に当たっては、競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令の規定に基づく随意契約を活用し就労施設等からの調達を積極的に推進する。

(4) 調達実績の取りまとめ及び公表

本推進方針に基づく就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎年度終了後に取りまとめ、公表する。

6 調達の目標

令和7年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 3,500,000円

7 その他

就労施設等からの物品等の調達を推進するために、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。